

# 日本スポーツ学会（スポーツ・ネットワーク）会則

第一条 本会は、日本スポーツ学会（スポーツ・ネットワーク）と称する。

第二条 本会は、「スポーツ・フォア・オール」の精神に基づき、スポーツは人類共通の文化であるという認識のもとに、スポーツ文化についての研究を行い、あわせてわが国のスポーツ情報について、さまざまなスポーツ団体や個人と協力して、スポーツ情報のネットワーク化を推進し、スポーツ文化の発展と向上に寄与することを目的とする。

第三条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一、スポーツ情報について、すでにあるスポーツ団体相互の連携を密にし、情報の収集や提供を行い、各スポーツ活動をより円滑に促進し、助成する。
- 二、海外における、スポーツ文化活動との連携を深め、情報のネットワーク化を図る。
- 三、スポーツに関する研究成果、および収集したスポーツ情報については、定期的に発行するニュースレター等により公表する。
- 四、定期的研究会の実施により、スポーツ文化についての研究を行い、その成果を公表する。
- 五、講演会等の実施により、スポーツの関心を深める。
- 六、自治体との連携により、地域における各種スポーツ活動、および学校・PTA等の実施するスポーツ活動に対し、講師等を派遣し支援（実技指導、メンタル指導を含む）を行う。
- 七、あらゆるスポーツ活動による事故に対する相談、および問題処理を行う。
- 八、スポーツに関する資料、文献等を保存するスポーツ博物館や図書館の整備充実、および建設を行う。
- 九、その他スポーツ振興に関わる活動を行う。

第四条 本会の会員は、本会の目的に賛同し、所定の会費を納入した者とする。

第五条 なお、会員はA会員、B会員、賛助会員、名誉会員とする。  
本会は、適正且つ円滑な運営のために、次の役員を置く。役員は、代表理事及び運営理事による運営理事会の選考に基づき、総会で承認する。役員の任期は一期二年とする。ただし、再任は妨げないものとする。

- 一、代表理事は、本会を代表し会務全体を統轄する。
- 二、運営理事は、代表理事を補佐し会務の円滑な運営を図る。
- 三、理事は、運営理事と共に会務の適性化を図る。
- 四、監事は、会務全体の監査に当たる。

第六条 運営理事会で会務推進の方針を定め、実行計画の企画立案を図る。

第七条 本会の定期総会は年一回とする。ただし、必要があれば臨時総会を開くことが出来る。

第八条 本会に事務局を置く。事務局は理事会の委任を受けて日常業務を担当する。

附 則 一、本会則に規定のない細目は、運営理事会の協議により決定する。

二、会費	A会員（一般会員）	年間	六〇〇〇円
	B会員（通信会員）	年間	三〇〇〇円
	賛助会員		一口五〇〇〇〇円
	名誉会員		会費免除

三、事務局 埼玉県所沢市三ヶ島二の五七九の一五

早稲田大学スポーツ科学学術院 太田 章研究室内に置く。

四、会計年度は、四月一日より翌年三月三十一日までとする。

なお、大学休業期間等を考慮し、連絡所を東京都豊島区東池袋五の四の四に置く。

本会則は、一九九八年 四月 一日 施行

二〇〇三年 四月 一日 一部改訂

二〇〇九年 四月 一日 一部改訂

二〇一一年 四月 一日 一部改訂

二〇一六年 四月 一日 一部改訂